

尖閣諸島近海における中国船舶の海上保安庁艦に対する衝突シーンを撮影した（ものといわれる）ビデオがインターネット上で公開され、警視庁の内部資料である（といわれる）公安情報もインターネットだけでなく、出版物としても公表され、アメリカの外交文書（といわれるもの）がインターネットや一部の新聞にも流出している。これがIT時代と言え、それまでだが、難しい時代になったものだと思う。

ところで、尖閣ビデオ事件については、守秘義務違反として告発がなされ、「自分がやった」と名乗り出た海上保安官は転属になったものの、刑事事件としての捜査は必ずしも順調に進展しているとはいえないようだ。側聞するところによれば、その原因の一つは、問題のビデオ映像が国家公務員法一〇〇条一項（地方公務員法三四条一項）がいう「秘密」に該当するかどうかの判断が難しいということにあるという。

政府がこの衝突事件のビデオの一般公開を拒否していたことは周知の事実と言っても良いと思うが、最高

裁は「同条項にいう『秘密』であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りず、右『秘密』とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいう」との判断を示している

記者会見において衝突時の状況についての口頭説明がなされ、国会に公表されたものとは別のビデオが提出され、それを見た国会議員が映像の内容を公表したりしていたことも事実である。そうすると、インターネット上で公表されたビデオ映像によって知られること

となった事項のうち、どの部分が「非公知の事項」であつたかを特定しなければならぬ。また、その「非公知の事項」が実質的に秘密として保護することに価するものであることとの確認も必要になる。海上保安官の告白内容が真実であるかどうかは別として、これら

（昭和五二年一月一九日決定）。この判例に従えば、第一に、公表されたビデオによって明らかとなった事項が「非公知」、すなわち、公に（一般の人に）知られていないことが必要とされ、第二に、それを秘密とすることに実質的な価値が認められなければならないことになる。

記\*月\*士\*護\*弁\*続  
①  
尖閣ビデオ  
橋本 勇

らなことだけを考へても、告訴を受けた捜査機関の苦勞の程が想像できない。複写することが禁止されている文書を無断でコピー機で複写した場合は、原本を手にしたときに刑法の窃盗罪が成立すると解されているが、IT時代においては、このよう

な理論も成立しない。前記の最高裁の判例は、守秘義務の対象となるためには実質的な秘密でなければならぬことを明らかにしたものだといふ解説がなされるのが普通であるが、この判例は、形式的に「秘密」の指定がなされていた文書についてのものなので、「秘密」の指定がなされていない実質的な秘密を漏らしたときにどうなるかは分からない。さらに問題なのは、実質的な秘密であるか否かという判断自体が容易ではないということである。その判断を担当者個人に任せておいて、情報が流出した後で、責任を問うというのでは、担当者は怖くて仕事ができない。担当者の責任を問うのであれば、明確に「秘密」の指定を行つておくことが必要である。

衝突時のビデオの一般公開がなされておらず、それをしないことが政府の意思であつたとしても、国会や

ともあれ、守秘義務に違反しないとしても、秘密とされている情報を無断で漏洩するときは、信用失墜行為または職務命令違反として懲戒処分の対象となり得るので、それなりの覚悟が必要である。

（弁護士）